

独禁法改正等の基本的な 考え方2007

制度調査部
堀内 勇世

独占禁止法関連

【要約】

10月16日、「独占禁止法の改正等の基本的考え方」が公表された。

今回の独禁法の改正等として公取委が公表段階で考えている方向を示したものである。

課徴金制度の適用範囲拡大や、景品表示法上の不当表示に団体訴訟制度の導入などが掲げられている。

1. 公取委の公表

公取委^(注1)は、2007年(平成19年)10月16日、「**独占禁止法の改正等の基本的考え方**」(以下、「基本的考え方」)を公表した。

(注1) 公取委の正式名称は、「公正取引委員会」。

これは、今回の**独占禁止法(独禁法)**^(注2)の改正等として、公取委が公表段階で考えている方向を示したものである。

(注2) 独占禁止法(独禁法)の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。

この「基本的考え方」は、すでに公表された「**独占禁止法基本問題懇談会報告書**」や「**独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について**」がその下敷きとなっている。

(注3) 「独占禁止法基本問題懇談会報告書」は、2007年(平成19年)6月26日に、内閣官房長官の懇談会である「独占禁止法基本問題懇談会」が公表した。これについては以下のレポート参照。

・「独禁法の課徴金制度拡充等の報告書」(堀内勇世、2007.7.31作成)

(注4) 「独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について」は、2007年(平成19年)7月12日に公取委が公表した。これは、公正取引委員会が設置した「団体訴訟制度に関する研究会」によりまとめられた。なお、以下のレポート参照。



・「景品表示法への団体訴訟制度導入の報告書」（堀内勇世、2007.7.30 作成）

公正取引委員会の2007年（平成19年）10月17日付「事務総長定例会見記録」によれば、**来年の通常国会への改正法案の提出が目指されている。**

（注7）以下の公正取引委員会のホームページ参照。

<http://www.jftc.go.jp/teirei/h19/kaikenkiroku071017.html#k071017>

なお、上記の「事務総長定例会見記録」や新聞報道によれば、この「基本的考え方」に対しては、議論もいろいろとあるようである^{（注8）}。今後の動向に注意しなければならない。

（注8）経済同友会の以下のホームページには、「『独占禁止法の改正等の基本的考え方』に対する意見」が掲載されている。

<http://www.doyukai.or.jp/chairmansmsg/comment/2007/071016a.html>

2 . 概略

（1）課徴金

1) 課徴金制度の適用範囲の拡大

新規参入排除行為・公正な競争秩序に悪影響を与える行為等（**排除型私的独占**^{（注9）}、一定の**不当表示**、一定の**優越的地位の濫用**）に対する**課徴金を新設**する。

（注9）事業者が単独で又は他の事業者と共同して、新規参入を妨害したり、既存の事業者を市場から退出させるなど、他の事業者の事業活動を排除することで、市場における競争を実質的に制限する行為。例えば、コストを度外視した価格設定をして、他の事業者の事業活動を排除することで、市場における競争を実質的に制限することなど。

2) 除斥期間の延長など

課徴金納付命令等に係る**除斥期間**（違反行為後、命令等の処分を行える最終期限）を、現在の3年から**5年に延長**する。

なお、課徴金の算定率（原則10%）、算定期間（最長3年）、課徴金と刑事罰の金額調整については、今回の法改正においては見直さない。

3) 課徴金額の加減算要素

カルテル・入札談合等において**主導的役割**を果たした事業者に対しては、**課徴金**の算定率を**加算**する。

カルテル・入札談合等につき、既に公取委が把握している事実以外の事実を提供するなど調査に協力した事業者に対し、課徴金の算定率を軽減する制度を**拡充する方向で、課徴金減免制度を見直す**。

4) 課徴金減免制度に関するその他の変更

同一の違反行為において同一企業グループの中で複数の事業者が一定の関与をしている場合において、これらの事業者が共同して課徴金減免の申請をした場合の取扱いについての規定を整備する。つまり、課徴金減免制度において、**グループ企業による共同申請を可能とする**。

会社の合併・分割・事業譲渡が行われた場合における排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人に関する規定を整備する。つまり、違反者が合併などした場合、課徴金を納める義務を引き継ぐものを明確にする。

(2) 独占禁止法に係る諸手続の見直し

1) 警告

公取委が行う警告につき、警告の主体、要件、形式、意見聴取等に関する規定を整備する。

2) 審判手続の維持と公正さ・透明性の確保

審判手続^(注10)は**維持**する。

(注10)「排除措置命令」や「課徴金納付命令」に不服がある者が請求することにより始まる不服申し立ての手続。この審判手続は、公正取引委員会又は審判官(審判手続を行うために指定される公正取引委員会の職員)が主宰し、公正取引委員会の当該命令に不服がある者(被審人)が違反事実の存否等について争い、審査官(公正取引委員会の職員)が違反事実を立証するという裁判に似た手続である。

公正さ・透明性の確保のため、審判官の合議体には、法曹資格者を含むものとする。

公正さ・透明性の確保のため、被審人と利害関係を有する者などを当該事件の審判官指定から

除外する旨等を明確にする。

(3) 民事救済制度の拡充

1) 団体訴訟制度の導入

景品表示法^(注11)上の不当表示につき、一定の消費者団体による差止請求制度を設ける。

(注11) 景品表示法は、独占禁止法を補完する法律の1つで、不当な表示の禁止や過大な景品類の提供の禁止を定める法律である。正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

2) 差止請求訴訟における文書提出命令の特則

不公正な取引方法に係る独占禁止法上の差止請求訴訟について、特許法等で設けられているような文書提出命令^(注12)の特則を設ける。

(注12) 文書提出命令とは、裁判所が、訴訟手続きにおいて、当事者の申立てにより、その相手方に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができるとする制度。民事訴訟法で定められており、現行の独占禁止法の差止請求訴訟は、この民事訴訟法の規定が適用されている。なお、特許法等では民事訴訟法の制度をより拡充しているため、独占禁止法にも拡充した制度を導入することが考えられている。「独占禁止法基本問題懇談会(第24回)」の配布資料の「文書提出命令に係る特則規定について」(http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng_24th/mtng_24-4.pdf)参照。

(4) 独占禁止法に係る届出・報告規定の見直し

1) 独占禁止法第4章(企業結合関連)に係る届出・報告制度の見直し

会社等の株式取得につき、現在は事後届出制度(独禁法10条2項・3項)^(注13)が規定されているが、これを合併等の他の企業結合と同様に事前届出制度とする。

(注13) 総資産(単体)が20億円を超え、かつ、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産(単体)が10億円を超える会社の議決権を10%、25%、50%を超えて取得した場合には、30日以内に公正取引委員会に株式保有報告書を提出するという制度。

我が国市場に影響を及ぼす外国会社に係る企業結合に関し、届出基準を見直す。

親子会社間及び兄弟会社間のみならず、いわゆる叔父甥会社間の合併等^(注14)についても、届出を免除する。

(注14) 現行の合併にかかる独禁法の届出制度については、以下のレポート参照。

・「合併と独占禁止法」(堀内勇世、2007.10.15作成)

2) 事業者団体届出制度の廃止

事業者団体に係る届出制度(独禁法8条2~4項)を廃止する。

(5) その他

1) 審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備

審判の事件記録の閲覧・謄写につき、正当な理由がある場合にはその開示を制限できる旨を明確化する。

2) 海外競争当局との情報交換

公正取引委員会が海外競争当局に対して、情報を提供する場合の条件等を定める規定を設ける。